

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年七月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越上尾線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
川越市氷川町一二八番五地先から同市氷川町一三〇番一地先まで		区間
一四・四〇ゝ 一五・五〇	六・六五ゝ 一五・五〇	敷地の幅員 (メートル)
五七・二〇		延長 (メートル)
交通安全施設整備事業による。		備考